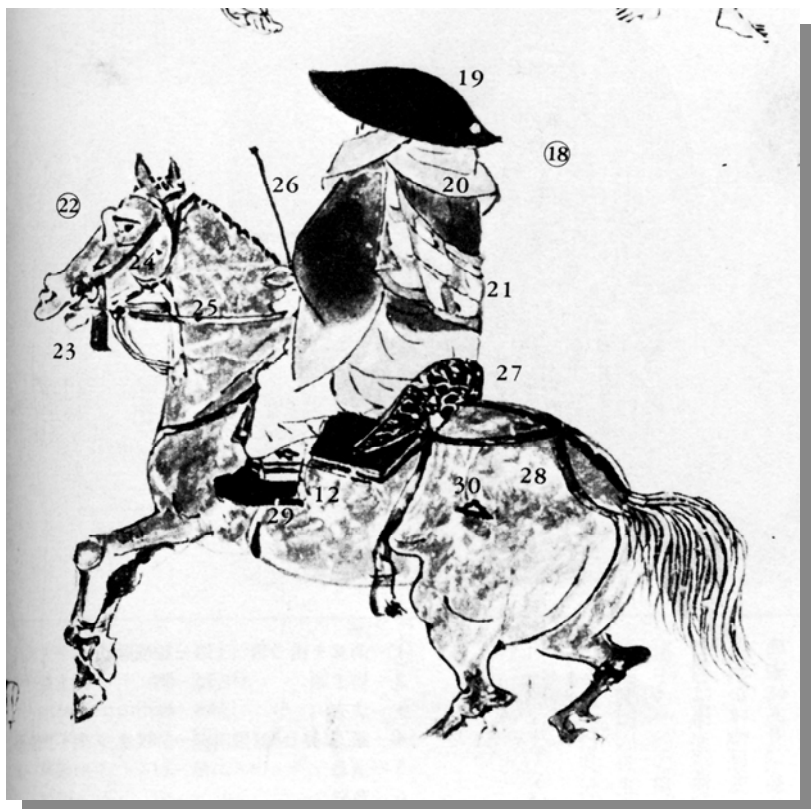


古代烙印の見つかったムラ

『有』文字の鉄製烙印 ⇒



「有」印面最大幅 7.8 cm ・ 最大長 6.7 cm

← 「烙印(馬印)のある馬の姿」

ほ き え こと ば — 慕帰絵詞 —

慕帰絵詞は、浄土真宗を開いた親鸞の曾孫、覚如の伝記である。観応2年(1351)までに完成していたとされる。

当時の民衆生活・調度などを如実に示す貴重な資料とされる。本図は、第五巻一大谷前室門外の場面で、馬に乗る僧(覚如)の姿を後方より描いたものである。

— 円山遺跡の烙印について —

絵中の馬、尻の部分を見てください。No.30の位置に「△」印があります。これが烙印(馬印)です。△印の烙印は、馬の左腰の上部付近あり、人の眼につきやすい部分に位置しています。この絵は烙印まで細かく描かれた数少ない例で、烙印の歴史を知る格好の資料となっています。実際に絵師はモデルの馬を見て描いたのでしょう(註1)。

古代の烙印の実物は、埼玉県では円山遺跡の「有」例とともに深谷市(旧岡部町)の北坂遺跡から「中」文字の烙印例が出土しており、他に群馬県・東京都・神奈川県などから十数例出土しています。いずれも文字種は異なり、9世紀から10世紀の住居跡から忘れ去られたように見つかっています(註2)。

本来烙印の使用目的は消すことのできない永久の印であることから、帰属・所有を示すために器物に記されたものです。当時の記録では、政府が管理する牧場で育てられた牛馬に施されたことが知られています。政府の管理牧場である「官牧」又は「御牧」では、育成した牛馬に「官」の文字を烙印して、一定の匹数を貢納させ伝馬や軍馬として乗馬・輸送など様々の用役に用いていました(註3)。

武蔵国では「石川牧」(東京都八王子市)、「小川牧」(東京都あきる野市)、「由比牧」(東京都八王子市)「立野牧」(東京都府中市)などの官牧に加え、埼玉県内に所在が想定される「秩父牧」

「小野牧」「石田牧」「阿久原牧」「檜前牧」の名が見え、他に文献に現れない小規模な牧や私的な牧があったとも考えられています（註4）。

円山遺跡の『有』文字の烙印は、官の牧場以外で使用されたようですが、急崖で区分された台地上に立地する遺跡の位置を考えると周囲の尾根の一部や谷津を囲み土地を区画して牧とすることが容易な地形です。また、台地下の沖積低地でも自然堤防上や中州状の場所であれば容易に牧とすることができます。九条家文書背紙に見える「牧津里」「牧川里」の地名はこのような牧の実態を示すものかもしれません（註5）。円山遺跡の近辺では8世紀後半までは古代官道「東山道武蔵路」のルートが通過しており、一定の距離で設置した「駅家」が東松山市上岡付近に想定されるなど、遺跡環境に馬との関係が強く窺われます。先の地名は、駅家に付属した牧の所在を強く推測させるものです。東山道武蔵路は8世紀後半に廃止されますが、烙印と一緒に出土した須恵器などの遺物は、8世紀末～9世紀前半の時期を示しています（註6）。このころは駅家に伴う官牧も廃止されたと推定されますが、牧場自体は地元の有力者に払い下げられるなどで、私牧となり存続したと想定されます。その有力者は、私有地の開墾を進め大土地所有者となっていた富豪の輩で、地方では郡司やその一族などの有力者と考えられます（註7）。

ここで、私牧の様子と当時の牧場経営の面から「烙印」を考えてみます。前述のように武蔵国周辺での烙印はすべて文字種の異なる私印です。住居跡から同時に出土する墨書土器に書かれた文字と一致する場合もありますが、烙印の性格からすると烙印文字の意味は墨書土器の場合に想定されるまじないの意味をもつものというより、所有や帰属を明示したものと想定してよいでしょう。その文字種がみな異なるということも、異なった多くの集団に帰属したであろう馬の弁別を容易にする必要があったからに他ならないと思います。

当時の国史の記録や「類聚三代格」という法令集から、牛馬の放牧についての出来事や具体的な法令の内容を知ることができます。古代の牛馬の飼育は自由放牧が普通だったようです。牧は政府の用役に充てるため牛馬を飼育管理する牧場として設置され、牛馬を貢納させていたのです。基本的に牛馬の飼育は官も民も、春夏期は繋飼（牧場内）、秋冬期は放飼（牧場外）で、春夏期は農作物の食害を防止するためと子馬子牛の産育のために、秋冬期は馬牛の群れを分散し森林・原野に越冬させることで交配も容易としたのです。牛と馬と人とは、自然の中で牛馬の習性と生活の周期をよく理解した上で飼育を行っていたことが窺えます。

ここで、円山遺跡の烙印の性格を知る上で、重要な文献について紹介します。

類聚三代格 延暦15年（812）2月25日の禁令の要旨は次のようなものです。

『この頃 とくに官民の自由な放牧が盛んで、上野国（群馬県）でも官の烙印（官印）にならって百姓たちは烙印（「私馬牛印」）を作り、馬牛に刻印していた。上野国では官印より大きな烙印（「私馬牛印」）を作り、官の馬牛を盗み、証拠となる既押の官印を焼消して、馬牛を横領する者が多い。そこで、政府は「私馬牛印」の大きさを制限し官印より小さくさせた。違反する者は厳しく罰する。』（註8）

この記録の背景には、牛馬を放飼としていることから、帰属を明示するため、民間（百姓）でも自己の烙印（「私馬牛印」に当たる）を持ち使用していたこと。放飼の制限はしていないこと。そして私の烙印を悪用して官の馬牛を横領する者が多かったこと。全国に百姓の牛馬の烙印について大きさを制限したことである。

円山遺跡の烙印は、私印に間違いはない。しかも、その大きさは法令の基準を逸脱し一回り大きく、この法令に違反する。法令の時期と遺跡の時期も一致することから、円山遺跡の烙印は、もはや公に使用することはできないこととなり、隠匿あるいは遺棄されたと考えられます。

官の牛馬を横領した百姓たちとは、豪族や**富豪の輩**を含む人々であり、後に武士勢力として力を蓄えてくることが知られています。早番、彼らは荘官・地頭となり官の力を排除し、一方で自らの牧の領有・経営者となると、**牧は軍馬育成の場、騎馬訓練の場**とされていくと考えます。

「**兵（つわもの）**」にとって、牧は重要な武力養成の基地であったのです。

市内**村岡**は高望王の子孫で平将門の叔父でもあり、畠山氏の祖と仰がれる**平良文の拠点**です。平良文は鴻巣市域に拠点を持った清和天皇の子孫源充と武力を競った逸話が「今昔物語」に載せられており、つわものの勇姿を示す例として賞賛されています。

（執筆文責 熊谷市立江南文化財センター 新井 端）

参考文献 『慕帰絵詞』『日本常民生活絵引』『江南町史 通史編上巻』『大里村史』『新編埼玉県史 通史編』
『群馬県史 資料編 4 原始古代 文献』『古代文化 VOL49』『福島大学学芸学部論集第10号』

註 1 厩牧令には烙印の規定があり、官牧では二歳になった牛馬はその年の9月に、国司・牧長の立会のもと、「官」の文字の烙印が刻印された。牛は右尻に馬は左尻に付けることになっていた。

註 2 すべて牧用かの論議は残るが、烙印の文字種には「太・泳・上・丈・中・有・土・七・吉・井」などがある。これらの文字が何に基づくものか不明であるが、所有者の表象として当時は周知であったはずである。

註 3 古墳に樹立された馬形埴輪を見るとおり、古代から馬は兵事に農耕に移動や輸送の手段として生活の様々の場面に登場する。その役割は多用で常に人々の身近にあった。

註 4 古代の官牧の所在については、諸説あり決定していない。名称の変更も見られ、9世紀初頭に再編されたとも考えられている。遺跡についても確実な牧遺跡は未発見である。

註 5 九条家文書背紙に記された文書に「大里郡条里坪付」がある。現在の埼玉県熊谷市大里地域に該当する。条里に区分された地名が書き上げられており、牧に関連する地名が見える。9世紀代の記録と考えられている。里名には牧津里、牧川里のほかにも宥田里もあり、烙印の「有」文字と通じるため宥田里と関係することも考えられる。

註 6 円山遺跡の須恵器にはとても珍しい器種が入っていた。「壺G」という長頸壺で徳利状をしている限られた時期と場所からしか出土していないことから、時期の決め手となるほかその興味深い性格が推定されている。生産地は駿河国西部（静岡県三島市周辺）武蔵国北部（埼玉県南比企窯跡群）で、時期が8世紀後半から9世紀初頭という長岡京の造営前後に限られている。短期間に大量に作られた背景として、光仁天皇から桓武天皇の時代は、長岡京・平安京という新都の建設と東北経略という蝦夷征討の軍事を興しており、労役と兵事が重要な政策であった。壺Gはこの時期の都から東北への道々と多賀城などの城柵から出土している。当時の社会と壺Gの携帯性や耐用性から、「軍防令第6条備糶条」の規定による「水桶」（携帯用の水筒）が壺Gと考えられている。おそらく、東国で挑発された兵士が整えた装備として水筒を携帯したのだろう。東へは蝦夷征討の兵士が、西へは京を守る衛士がもたらしたものと考えられている。なお、水筒説以外には特産品の容器、仏花器との説がある。

註 7 かつての熊谷市域でも、承和12年(845)武蔵国分寺七重塔を独力で再建した男衾郡司壬生吉志福正が富豪として記録されている。また、この時代これらの富民をはじめ一般の民までが武蔵国をはじめ関東諸国から数千人単位で東北へ強制的に移住させられた。

註 8 (西暦796年)「太政官符 定百姓私馬牛印事 長二寸 広一寸五分以下 右 得上野国解□ 部内百姓等私馬牛印 過官印大 奸盜之徒盜取官馬 燒乱其印淪亡明驗 若不加嚴制 奸偽難断者 右大臣宣 奉 勅 所申慥理 宣下符七道諸国 令依法作 延暦十五年二月廿五日」である。百姓の「私馬牛印」は、長(高さ)2寸(5.9 cm)、広(幅)1寸5分(4.4 cm)に決められたことがわかる。()内は平安時代に使われていた大宝律令の尺度で1尺29.6 cm、1寸2.96 cmを基準としている。また、2月付での発布は、春先に牛馬を牧へ追い込み選別する作業をおこなう時期に当てており、横領を抑制する意図がみえる。

参考 『有』の馬印（烙印か）の描かれた馬



『一遍上人絵伝』 国宝 歎喜光寺・東京国立博物館蔵

—京極四条釈迦堂 弘安7年4月16日 一遍釈迦堂で念仏を勧める—

京の都、四条大路と東京極大路の交差する場所にあった釈迦堂に、一遍が逗留し踊念仏を興行した。貴賤を交えた都人が堂の内外に参集し、周辺は、大変な雑踏になった。上図はこの群集の一場面、主人を待つ馬同士がいさかいを始めたところである。あごひげを生やしたしゃくれた顔の男は暴れる白馬の御者であろう。この男は「三鱗」文の着物を着ており、執権北条氏の家中の者らしい。彼は左方のむちを持った男に声を掛けていているように見える。白馬は身分の高い武士の乗馬で、その尻にある馬印は、威信を示すというステイタスシンボルであったろう。

暴れる白馬の左尻に「有」文字が大書されています。本絵巻では唯一烙印と推定される文字が書かれている馬図の例です。本例は馬印としてこの乗馬の主が誰であるのか示しているのでしょう。しかし、古代の令では馬は左尻に刻印する規定であることに外れています。また、文字の形は大きく見え、烙印であるのか不明です。しかし、本例は鎌倉時代末ころの民衆生活の様子を生き生きと描いており、絵師も現地を訪れたとされ、推測の部分は少ないと考えられています。

円山遺跡の烙印の文字と奇しくも一致しますが、時代が数百年離れていることから、関係する可能性はほとんどありません。この文字についての研究は今後の課題となっています。

(執筆文責 熊谷市立江南文化財センター 新井 端)

平成21年8月3日発行 熊谷市立江南文化財センター 企画展解説 書第5集
— わがまち遺跡展「円山遺跡」古代烙印の見つかったムラ —